

平成30年3月28日

各 市 町 長 様  
( 国 民 健 康 保 険 主 管 課 )  
( 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 )  
広島県後期高齢者医療広域連合長 様  
広島県国民健康保険団体連合会理事長 様  
各 国 民 健 康 保 険 組 合 理 事 長 様

広島県健康福祉局医療介護保険課長  
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズに係る  
療養費の支給について (通知)

このことについて、別紙のとおり、厚生労働省保険局から通知がありました。

○平成30年3月23日付け保発0323第1号厚生労働省保険局長通知「輪部支持型角膜形状異常  
眼用コンタクトレンズに係る療養費の支給について」

○平成30年3月23日付け保医発0323第1号厚生労働省保険局医療課長通知「輪部支持型角膜  
形状異常眼用コンタクトレンズに係る療養費の支給における留意事項について」

担 当 指 導 検 査 担 当  
電 話 (082)513-3215(ダイヤルイン)  
(担当者 増田)